

非金属元素排水処理技術 実証試験要領（第 3 版）への改訂（案）

改訂方針・理由

来年度からの手数料体制への移行に伴い、実証運営機関の選定が必要となることから、実証運営機関に係る内容を追加及び実施体制の変更内容を反映

手数料体制に係る内容を追加

	第 2 版		第 3 版（案）	改訂理由・意図
2 下	実証試験結果報告書は、実証機関を経て環境省に提出され、環境技術実証モデル事業検討会非金属元素排水処理技術ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）において、実証が適切に実施されているか否かが検討され、環境省が承認する。承認された実証試験結果報告書は、環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。	2 下	実証試験結果報告書は、<u>実証運営</u>機関を経て環境省に提出され、環境技術実証モデル事業検討会非金属元素排水処理技術ワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）において、実証が適切に実施されているか否かが検討され、環境省が承認する。承認された実証試験結果報告書は、環境省の環境技術データベース等で一般に公開される。	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映
4	1. 環境省 ● 環境技術実証モデル事業全般を総合的に運営管理する。 ● 実証体制を総合的に検討する。 ● 実証試験の対象技術分野を選定する。 ● 環境技術実証モデル事業検討会 <u>及びワーキンググループ</u>を設置し、管理運営する。 ● 実証試験要領を<u>策定</u>する。 ● 実証機関を<u>選定</u>する。 ● 実証機関に実証試験業務委託等を行い、その費用	4	1. 環境省 ● 環境技術実証モデル事業全般を総合的に運営管理する。 ● 実証体制を総合的に検討する。 ● 実証試験の対象技術分野を選定する。 ● 環境技術実証モデル事業検討会を設置し、管理運営する。 ● 実証運営機関を<u>選定</u>する。 ● 実証試験要領を<u>承認</u>する。 ● 実証機関を承認する。	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映

	第 2 版		第 3 版（案）	改訂理由・意図
	を負担する。 ● 実証対象技術を承認する。 ● 実証試験結果報告書を承認する。 ● 環境技術の普及に向けた環境技術データベースを構築する。		● 実証<u>運営</u>機関に実証試験業務委託等を行い、その費用を負担する。 ● 実証試験結果報告書を承認する。 ● 環境技術の普及に向けた環境技術データベースを構築する。	
4	2．環境技術実証モデル事業検討会 ● 環境技術実証モデル事業全体の運営に対し、助言を行う。 ● 実証試験結果の総合評価を行うにあたり、助言を行う。	4	2．環境技術実証モデル事業検討会 ● 環境技術実証モデル事業全体の運営に対し、助言を行う。 ● <u>実証運営機関の選定にあたり、助言を行う。</u> ● 実証試験結果の総合評価を行うにあたり、助言を行う。	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映
-		4	3．実証運営機関 ● 実証試験要領を策定し、環境省の承認を得る。 ● 実証機関を選定し、環境省の承認を得る。 ● 実証対象技術を承認する。 ● 実証試験にかかる手数料の項目の設定と実証申請者からの手数料の徴収を行う。 ● 実証機関への実証試験業務の委託等を行う。 ● 実証試験結果報告書を確認し、環境省の承認を得る。 ● 非金属元素排水処理技術ワーキンググループを設置し、運営管理する。	実証運営機関の実施体制を追加
4	4．実証機関 ● 環境省からの委託により、実証試験を管理・運営	4	<u>5．実証機関</u> ● 環境省<u>又は実証運営機関</u>からの委託により、実証	実証運営機関に係る内容を追加

	第 2 版		第 3 版（案）	改訂理由・意図
	する。		試験を管理・運営する。	
5	6．環境技術開発者 ● 実証試験実施場所の選定にあたり、実証機関に事業場を提案し、必要な情報を提供する。 ● 実証試験計画の策定にあたり、実証機関に必要な情報を提供する等、実証機関に協力する。 ● 実証試験実施場所で使用可能な実証対象機器を必要なだけ準備する。また、「運転及び維持管理マニュアル」を実証機関に提供する。 ● 実証対象機器の運搬、設置、撤去等が必要な場合は、環境技術開発者の費用負担及び責任で行うものとする。 ● <u>原則として</u>、実証対象機器の運転に要する費用を負担する。	5	7．環境技術開発者 ● 実証試験実施場所の選定にあたり、実証機関に事業場を提案し、必要な情報を提供する。 ● 実証試験計画の策定にあたり、実証機関に必要な情報を提供する等、実証機関に協力する。 ● 実証試験実施場所で使用可能な実証対象機器を必要なだけ準備する。また、「運転及び維持管理マニュアル」を実証機関に提供する。 ● 実証対象機器の運搬、設置、撤去等が必要な場合は、環境技術開発者の費用負担及び責任で行うものとする。 ● 実証対象機器の運転に要する費用を負担する。	手数料体制への移行に伴う変更点を反映
6	2．対象技術選定 実証機関は、申請された内容に基づいて、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定し、<u>環境省</u>の承認を得る。	7	2．対象技術選定 実証機関は、申請された内容に基づいて、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定し、<u>実証運営機関</u>の承認を得る。	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映
21 下	実証試験結果報告書の基礎資料として、実証機関は運転及び維持管理マニュアル、運転及び維持管理記録、試料採取・分析の実施及び確認記録、品質管理システムの監査記録等を整理し、実証試験結果報告書とともに<u>環境省</u>に提出する。	22 下	実証試験結果報告書の基礎資料として、実証機関は運転及び維持管理マニュアル、運転及び維持管理記録、試料採取・分析の実施及び確認記録、品質管理システムの監査記録等を整理し、実証試験結果報告書とともに<u>実証運営機関</u>を経て、<u>環境省</u>に提出する。	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映

	第 2 版		第 3 版（案）	改訂理由・意図
	実証機関が実証試験結果報告書の原案を策定し、記載ミス等について、環境技術開発者の確認を経た後、技術実証委員会での検討を経たうえで、実証試験結果報告書を取りまとめる。 <u>環境省</u> に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、環境省の承認を得ることとする。		実証機関が実証試験結果報告書の原案を策定し、記載ミス等について、環境技術開発者の確認を経た後、技術実証委員会での検討を経たうえで、実証試験結果報告書を取りまとめる。 <u>実証運営機関</u> を経て、 <u>環境省</u> に提出された実証試験結果報告書は、ワーキンググループにおいて検討され、環境省の承認を得ることとする。	
-		26	4. 手数料 以降の内容は省略	手数料体制に係る内容を追加
資料編	3. 事業実施体制 本モデル事業は、環境省、 <u>環境省の委託・請負を受けて技術実証を行う第三者機関である「実証機関」（地方公共団体等）</u> 等が連携して行う。	資料編	3. 事業実施体制 本モデル事業は、 <u>環境省、実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収等を行う実証運営機関、技術実証を行う実証機関等</u> が連携して行う。	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映
資料編	4. 事業の手順 本モデル事業は、概ね以下のような手順で進める。 (1)環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを把握する。 (2)環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。 (3)環境省は、選定された対象技術分野について、具体的な技術実証の方法を定めた「 <u>実証試験要領</u> 」を作成する。 (4) <u>環境省</u> は、実証試験を行う第三者機関である「 <u>実証機関</u> 」を選定する。	資料編	4. 事業の手順 本モデル事業は、概ね以下のような手順で進める。 (1)環境省は、アンケート調査等により、技術の開発・販売企業、ユーザー等のニーズを把握する。 (2)環境省は、検討会における検討を踏まえ、対象技術分野を選定する。 (3) <u>環境省は、実証試験要領の作成・実証機関の公募選定・手数料項目の設定と徴収を行う「実証運営機関」を選定する。</u> (4) <u>実証運営機関</u> は、選定された対象技術分野について、具体的な技術実証の方法を定めた「 <u>実証試験要領</u> 」を	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映

第 2 版		第 3 版（案）		改訂理由・意図
	(5)実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。 (6)実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会検討を行った上で、選定する。 (7)実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。 (8)実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、技術の開発・販売者へ通知するとともに、環境省へ報告する。また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。		作成する。 (5)<u>実証運営機関</u>は、実証試験を行う第三者機関である「実証機関」を選定する。 (6)実証機関は、企業等が実証を受けることを希望する技術を公募する。 (7)実証機関は、応募されてきた技術の中から、実証を行う技術を、専門家による委員会検討を行った上で、選定する。 (8)実証機関は、選定された技術について、実証試験要領に基づき、実証試験を行う。 (9)実証機関は、実証試験結果を報告書として取りまとめ、技術の開発・販売者へ通知するとともに、<u>実証運営機関を経て</u>、環境省へ報告する。また、この報告書は、インターネット上のデータベースに登録され、一般に公表される。	
資料編	・「環境技術実証モデル事業」実施体制	資料編	・「環境技術実証モデル事業」実施体制	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映
資料編	・環境技術実証モデル事業の流れ	資料編	・環境技術実証モデル事業の流れ	実証運営機関の選定による実施体制の変更内容を反映
資料編 ・		資料編 ・		本年度体制の内容を反映